

東北地方太平洋沖地震に伴う検査済証の取扱いについて

平成23年3月11日に発生した「平成23年東北地方太平洋沖地震」の影響により、建築設備・建築材料等の入手ができず、建築物の完了検査の申請ができない事例が一部で発生しています。

建築基準関係規定に不適合となる部分がある場合は、検査済証は発行できませんが、特定行政庁京都府では、下記の事項を全て満たし、かつ、申請者からの要望がある場合は、当面、今回の事情に配慮し、柔軟に対応して検査済証を発行できるものとしします。

記

- 1 建築物の用途が一戸建ての住宅（兼用、併用住宅を含む）であること。
- 2 システムキッチンや便器、洗面台等の設置がない場合であって、建築基準関係規定に不適合となる部分がないこと。
- 3 完了検査申請書に、平成23年東北地方太平洋沖地震の影響により当該建築設備等の納品ができないことについて、施工者・販売店等からの申出書（施工者・販売店等及び申請者の記名・押印があるもの）が添付されていること。
- 4 完了検査申請書第三面【10. 確認以降の軽微な変更の概要】欄に、当該建築設備等を設置しない旨の記載がされ、当該変更の内容を記載した書類が添付されていること。（検査済証発行後、当該建築設備等が入手でき次第、設置されることを妨げるものでない）
- 5 本取扱いは、平成23年4月1日から平成23年9月30日までの間に検査済証を発行する場合に適用することとし、必要に応じ、期間の見直しを行うこととする。